

平成30年度 第2回東京都配偶者暴力対策
ネットワーク会議

平成31年3月26日

生活文化局

(午後2時00分 開会)

○稲葉会長 お待たせいたしました。定刻となりましたので、平成30年度第2回東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議を開催いたします。本日は年度末の大変お忙しい中、ご出席をいただきまして、まことにありがとうございます。

本会議の会長を務めます男女平等参画担当部長の稲葉でございます。本日、進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

会議に先立ちまして、初めに事務局から資料の確認をお願いします。

○各務委員 事務局を務めます男女平等参画課長、各務でございます。よろしくお願いいたします。

本日の資料の確認ですが、次第の次に座席表が1枚ございます。本会議の設置要綱が名簿も含めまして3枚。それから、平成30年度第2回東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議委員名簿、平成31年3月現在というのが1枚、東京ウィメンズプラザ図書資料室の利用案内、これが1枚ございます。それから、資料1、配偶者暴力被害支援ハンドブックの改定について、資料2、医療関係者のための配偶者暴力被害者対応マニュアルの改定、資料3、平成31年度「配偶者暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査」の実施についてがでございます。次に、資料4-1と4-2として、平成30年度配偶者暴力対策ネットワーク会議配偶者暴力対策連携部会の報告それから資料5、配偶者暴力に関する平成30年度区市町村事業調査結果概要、資料6、平成31年度東京都ウィメンズプラザ事業予定がでございます。続きまして、資料7-1、内閣府と厚生労働省の局長の通知、資料7-2、児童虐待防止対策の抜本的強化について、がでございます。それから、資料8-1、「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」について、資料8-2、若年被害女性等支援モデル事業、それから冊子が2種類ございまして、配偶者暴力被害者支援ハンドブック、医療関係者のための配偶者暴力被害者対応マニュアルになります。それから2枚別に医療関係者関係のペーパーが2枚ございます。さらに、東京都女性相談センター通信が1部ございます。

過不足等ございましたら、お知らせいただきたいと思います。

○稲葉会長 会議の途中でも結構ですので、もし足りないもの等ございましたら、お申し出ください。

次に、会議の運営について確認いたします。

本会議は、設置要綱第7、1におきまして、原則として非公開で行うものと定められております。被害者支援の観点から議事の取り扱いには十分配慮が必要とされるため、今回も非公開で進めさせていただきたいと存じますが、よろしいでしょうか。

(異議なし)

○稲葉会長 議事録につきましては、第7の2に、原則として公開するものとの記載がありますので、全文氏名入りで東京都のホームページにて公開したいと存じます。

ただし、個人情報に係る事項や被害者支援の観点から公開することが適当でない内容については、発言者の方とご相談の上、対応させていただきます。

議事録の作成方法でございますが、事務局で議事録(案)を作成し、発言者の皆様にご確認をさせていただきます。

会議の運営等につきまして何かご質問はございますでしょうか。

(なし)

○稲葉会長 それでは早速ではございますが、議事に入らせていただきます。

まずは配偶者暴力対策推進部会からの報告でございます。議事(1)「配偶者暴力被害者支援ハンドブックの改定」について、事務局より説明をいたします。

○各務委員 それでは、資料1をごらんいただければと思います。配偶者暴力被害者支援ハンドブックの改定についてご説明申し上げます。

このハンドブックは、配偶者暴力の被害者と接する機会のある関係機関に対して、被害者の早期発見と被害者に対する情報提供や助言などの手助けをしていただくことを目的に、平成18年度に作成・配布したものでございます。

このハンドブックを作成しましてから約10年が経過いたしまして、その間、配偶者暴力防止法の改正や東京都配偶者暴力対策基本計画の改定など、配偶者暴力被害者支援の状況も変化しております。

また、昨年度、配偶者暴力被害者支援基本プログラムの改定をしましたことから、これら法改正や計画の改定内容の反映とあわせまして、本ハンドブックの改定を行いました。

内容につきましては、配偶者暴力についての基本知識、初期対応の重要性、被害者に対する支援、各機関の役割と連絡先など、配偶者暴力被害者と接触する機会の多い機関及び団体が、配偶者暴力の被害者や子供を発見した際に必要と考えられる情報を盛り込

んでおります。

これまでの進捗についてご報告をいたします。

昨年7月、推進部会委員に改定に当たりましてご意見をいただき、アンケートを実施しております。こちらをもとに改定作業を行っております。

11月には、本ネットワーク会議委員の皆様を初め、推進部会の委員、関係機関等へ内容確認をしまして、各支援関係機関連絡先一覧、区市町村の配偶者暴力相談窓口の確認を行っております。

1月には、掲載内容を確定させまして、2月末に印刷物として完成いたしましたものを、ただいまお手元に配付させていただいております。

3月には、都内の各市町村、他道府県等々の男女平等参画施策担当課のほか、被害者と接する機会があると考えられます都内区市町村の民生委員協議会、保育所、幼稚園、こども園、教育委員会等へ配布をしております。

続きまして、裏面をごらんいただきまして、主な改定点についてご説明申し上げます。

まず、図表のデータ更新、相談機関の連絡先を更新しております。それから、平成26年度に実施いたしましたアンケート調査結果をもとに、幼稚園、保育園関係者向けのページを新設しております。また、高齢被害者への対応について相談窓口一覧のURLを掲載しております。

このほかにも本ネットワーク会議の委員、推進部会委員を初め関係機関の皆様よりさまざまなご意見をいただき、改定を行っております。改めて御礼申し上げます。

体裁につきましては、お手元をごらんいただければと思いますけれども、前回と同様にA5判、表紙を含めまして52ページでございます。

また、冊子以外にも生活文化局男女平等参画課のホームページにPDF版を掲載する予定でございます。

これとは別にホームページには連絡先一覧を掲載し、更新をしていく予定でございます。ホームページには3月中に掲載する予定になっております。

続きまして、改定前、改定後の違いにつきましてご説明申し上げます。お手元資料の4ページに表があります。

対照表左側が平成18年度作成のもの、右側が今回、改定した内容になっております。右側改定部分のうち、黒い星印をつけてあるものが新たに改定を加えた項目となっております。4、5ページが新旧対照表となっております。

今回の構成といたしましては、まず、「第Ⅰ章、配偶者暴力とは」で配偶者暴力とは何かという基本事項について、それから暴力の形態や被害者への影響、都内の配偶者暴力の現状のデータを掲載しております。

「2、東京都における配偶者暴力の現状」では、「児童相談所での児童虐待相談対応件数の推移」というグラフを新たに挿入しております。

続きまして、「第Ⅱ章、各機関の役割」では、各支援機関の役割を掲載しております。被害者の早期発見、被害者に対する情報提供や助言などを担う各機関の役割を図表にし、避難してきた被害者の子供を受け入れた都内の幼稚園・保育園が行った支援を追加しております。

「第Ⅲ章、被害者に対する支援」におきましては、まず、日常の業務等で被害者と身近に接する機会のある方々に被害に気づいて、本人了解のもと、相談機関へつないでいただくことに主眼を置いて作成をしております。

「3、初期対応」の「(1)身近な地域における早期発見・見守り」に平成26年度の支援機関のアンケート調査から幼稚園・保育園に回答していただいた結果を紹介しております。

また、(4)では、支援機関の連携時のルールを新たに追加しております。

資料の5ページをごらんいただければと思います。

「第Ⅳ章、様々な背景を持つ被害者への支援」におきましては、「2、子供のケア」にも黒い星印がついております。この中の④、都立小児総合医療センター こころの電話相談室、それから⑤少年センター、ヤング・テレホン・コーナー、総合電話相談室の情報を追加いたしております。また、「5、高齢の被害者への対応」、「6、家にとどまる被害者への支援」の項目を新規に追加しております。

次に、「第Ⅴ章、被害者に対する様々な支援」では、被害者の自立支援のうち「(3)居所を知られないための配慮について(年金・健康保険・子供の就学手続き等)」とありますが、その「④住民基本台帳の閲覧等制限」、それから「⑤マイナンバーカードの項目」を追加しております。

また、「(4)生活の拠点を確保したい」ですが、「③、住宅セーフティネット制度」を追加しております。

雑駁ではございますが、説明は以上になります。

○稲葉会長 それでは議事(1)の説明につきまして、皆様からご意見、ご質問があれば

お受けしたいと思いますが、いかがでしょうか。特によろしいでしょうか。

(なし)

○稲葉会長 久しぶりの改定になりましたので、活用いただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

それでは、続きまして、議事(2)「医療関係者のための配偶者暴力被害者対応マニュアルの改定」について、事務局よりご説明いたします。

○各務委員 それでは、資料の6ページ、資料2になりますが、医療関係者のための配偶者暴力被害者対応マニュアルの改定についてご説明を申し上げます。

まず、6ページの上段のところでございますけれども、改定の目的でございますが、医師その他の医療関係者は、日常業務の中で、配偶者暴力被害者を早期発見しやすい立場にあるため、医療関係者による配偶者暴力の早期発見と適切な対応を実現するため、平成25年度に本マニュアルを作成いたしまして、都内の医療機関等に対して配布を行ったものでございます。

作成から約5年が経過いたしましたので、掲載データの更新など、所要の改定を行いました。

改定に当たりましては、前回同様、福祉保健局少子社会対策部、女性相談センターなどの関係各部や東京都病院経営本部など関係部署にご意見を頂戴いたしまして、それらを当課で取りまとめて、昨年末までに改定作業を行っております。その後、改定したものにつきまして、東京都医師会様に確認、監修をお願いしたものでございます。

6ページの下段の構成につきましては、ごらんの4項目としまして、この分は前回同様となります。これに加えまして、配偶者暴力対策法と国の基本方針から医療関係者に係る部分の抜粋を掲載しております。

このほか別紙といたしまして、既存の「配偶者暴力被害者への対応フロー図」、それから「配偶者暴力に気づくためのチェックリスト」を新設いたしております。こちらがその現物でございますが、ただいま申しました新たに加えたものというのは、この紙のチェックリストになります。

表面に被害者の様子から、裏面に子供のいる被害者・保護者の様子、そして子供の様子からの三つのケースについて医療機関に来院された方が配偶者暴力の被害者ではないかとチェックできる内容となっております。

裏面の子供のいる被害者、それから子供の様子に関して、この紙の上の部分で説明し

ています。

配偶者暴力のある家庭では同居する子供に直接暴力が及ぶケース、暴力を振るわれている被害者が子供を虐待しているケースがあり、子供の様子から児童虐待の疑いが発見され、そこから配偶者暴力の事例に接することがあります。

次のようなケースでは、児童虐待に該当する、あるいは児童虐待の可能性がります。児童の虐待とともに保護者が配偶者暴力の被害を受けていないか疑ってみてくださいという問いかけがございまして、典型的な状況についてチェックしていただくような形にしております。

資料の6ページにお戻りいただければと思いますが、右下に配布先、体裁について記載しています。今回は印刷を行わずに東京都医師会等に周知の協力依頼をいたしまして、具体的な方法についてご相談をしているところでございます。

7ページにつきましては、先ほどお話しいたしました今年度の経緯でございます。

医療関係者の対応マニュアルにつきましては、以上でございます。

- 稲葉会長 それでは、議事（2）の説明につきまして、ご意見、ご質問があればお願いいたします。
- 三木委員 女性相談センター多摩支所でございます。いつも大変お世話になっております。

医療関係者のためのマニュアルということで作成いただいております。今後の周知に当たってのお願いですが、実際に実例があるということでもよろしくお願ひします。

具体的に言いますと、こちらの紙に印刷していただいている10ページ、「保険診療による受診について」という項目があるかと思ひます。配偶者暴力、DVによる疾病について医療機関では医療保険を適用して診察を受けることが可能な旨、既に厚労省からの通知も出ているところではございますが、医療機関や窓口の対応によっては、このような対応について、第三者の行為であるということ受診を断られたり、あるいは当面は被害者が自費で一旦お金を預けた上でないと診療を断られている事例が現在でも発生しているところでございます。

冊子をつくらぬということでしたが、特にこの点について、まずは被害者が適切に医療機関に結びつき、即お金の持ち合わせ等がなくても、迅速に医療機関を受

診して、被害の手当てですとか、それから、証拠になります診断書の作成等に十分な対応ができるよう各医療機関に周知を、ぜひお願いしたいと思います。

その周知に当たりましてですけれども、皆様もご存じのように、東京都医師会は開業医ベースの機関でございますので、実際に救急などで被害者が訪ねてくる場合、開業医とは限らず、例えば大きな病院、公立・国立の病院等もあるかと思えます。そういった救急対応しているような大きめの医療機関にも、情報が行き届くようお願いします。医師会経由で送るべきか、別のところ、例えば、東京都の病院協会等に当たったほうがいいのか、ぜひ、福祉保健局でも、情報があるかと思えますので、病院、医療関係者への周知の仕方について、十分に局をまたいで連携していただいて、各医療機関に適切につないでいただけるよう、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○各務委員 ご意見、ありがとうございます。

今、いただいたご意見に基づいて、関係機関ともご相談させていただいて、より着実に周知できるように考慮していきたいと思います。ありがとうございます。

○稲葉会長 ほかにございますでしょうか。

○藤本委員 東京弁護士会の弁護士の藤本と申します。

今のお話とも関連するのですが、周知先につきまして、医師会のほかに助産師会や看護師会にも周知をお願いできればと思っておりますが、その点、いかがでしょうか。

○稲葉会長 医療機関に関係するところについては、団体等を通じて周知することになっております。また、個別にというわけではございませんが、研修なども今後実施していく予定でございますので、広く周知を図っていきたいと思えます。

確実に届くようにはしたいと思っておりますが、もし、関係機関のほうで届いていないという声があれば、お問い合わせをいただければ速やかに対応したいと思います。

ほかにございますでしょうか。

(なし)

○稲葉会長 それでは、続きまして、議事(3)「平成31年度配偶者暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査の実施」について、事務局から引き続きご説明いたします。

○各務委員 それでは、資料の8ページになりますが、配偶者暴力被害の実態と関係機関の現状に関する調査【2019年度実施】をごらんいただければと思います。

調査目的でございますけれども、都内の配偶者暴力の被害者の実態や、各種関係機関

の連携等の現状を把握することにより、被害者等への支援の施策の展開に役立てるとともに、次期「東京都配偶者暴力対策基本計画」改定に向けて検討する基礎資料とするものでございます。前回は平成26年度に実施をしております。

今年度の進捗状況でございますけれども、東京ウィメンズプラザ、女性相談センター、同センターの多摩支所の皆様にメンバーに加わっていただきまして、検討会を3回実施しております。

現在、当課におきまして、調査項目案を検討・作成しているところでございます。

9ページをごらんいただければと思います。調査内容といたしましては、主に4点ございます。

9ページに、まず調査①とありますが、東京都配偶者暴力相談支援センターの相談内容から見た被害の実態でございます。東京都の配偶者暴力相談支援センターでございます東京ウィメンズプラザと東京都女性相談センターの相談内容から被害者の実態を調査するというものでございます。2施設の電話相談、面接相談と東京ウィメンズプラザの男性相談の内容について調査をいたします。

二つ目でございますが、調査②と書いてありますが、被害体験者の要望等調査でございます。配偶者暴力被害体験者を対象に郵送にて調査を行いまして、実際に受けた支援、支援に対する要望等を調査するものでございます。前回は被害体験者との面談による調査をしておりましたが、被害体験者の負担や調査対象の数を確保する等の理由から検討した結果、郵送による調査に切りかえることにいたしました。

ページをおめくりいただきまして、10ページ、三つ目でございますけれども、配偶者暴力被害者支援に係る関係機関アンケートでございます。被害者支援に当たります関係機関に対しまして、支援の現状、他機関との連携、加害者対応、問題点、都への要望等をアンケートで調査いたします。

最後、四番目でございますが、配偶者暴力被害者支援に係る民間支援団体調査でございます。都内の民間団体を対象に、所在地、支援内容、人員・財政規模、加害者更生の実態、他機関との連携、行政機関への要望等を把握しようというものでございます。

スケジュールといたしましては、年度明けに契約手続に入りまして、年度内には報告書をまとめる方向でございます。実査は、夏ごろに行う予定でございます。

調査につきましては、以上です。

○稲葉会長 ただいまの説明、議事(3)につきまして、皆様からご意見、ご質問があれば

ば承りますが、いかがでしょうか。

お願いいたします。

○渡邊委員 お世話になってます。特別区福祉事務所長会代表の渡邊です。よろしくお願ひします。

2点ほどあります。まず、調査②のところ、今回、面接ではなくて郵送で行うということですが、前回面接で何ケースあったのか、今回の調査は郵送で何件ぐらい郵送して、回答率を何%と想定しているのか。

それと当然ですが、面接と筆記の形ですと、内容にかなり差が出るかと思ひます。そのあたり、経年のいわゆる調査の分析のためには前年、前回と比較する必要がありますが、そのあたりはそのように検討されていますでしょうか、その点が1点目になります。

もう1点が、調査③です。こちらについては民間の相談機関が入っているものの、相談そのものの分類等については調査をしないと読めませんが、この理由はなぜでしょうか。①と比較して見ることによって、民間相談団体に相談をされる内容と公的団体に相談される内容の違いがあるのではないかと思ひますが、その点、いかがでしょうか。

以上です。

○各務委員 まず、1点目でございますがすみません、前回の面接の件数が今のところにはございませんが、今回の調査では、50件ぐらいとりたいと検討しております。

それから何分、郵送して返ってくるものですので、実際にどうなるかは、つかみ切れない部分が正直ございます。

それから、内容に差が出てしまうが、どうかというお尋ねでよろしいでしょうか。

○渡邊委員 はい。

○各務委員 経年比較という意味では、そもそも手法が違いますので、なかなか難しい面があるかと思ひます。

今回、まずは②の調査においては、被害に遭われた方の実態をきちんとつかんで、今後の対策に生かしていきたいということでございますので、前回の調査との比較という意味では、直接比較できない部分があるということはお指摘のとおりでございます。

2点目のご質問、民間支援団体について、申し訳ございませんが、もう一度教えていただけますでしょうか。

○渡邊委員 ①で相談の内容について集計をして、その分析をされるじゃないですか。③の調査対象の中に民間相談機関等々が入っているので、ここに相談に来ている配偶者暴

力の人たちの状況等については調査をしなくても大丈夫なんではないかという意味合いです。

あるいは、公的なところ、ウィメンズさんと女性相談センターさんに相談しているところの母数とか、そういう人たちと、そうじゃなくて、近くの子供家庭支援センターで話がつながって、そっちには行かないというケースもままあると思うんですね。その場合、比較等はしなくて大丈夫ですかという意味合いです。

○各務委員 今の想定では、今おっしゃったようなところがきちんと、そのとおりになっていないところがあるかと思しますので、本日、貴重なご意見をいただきましたので、実際実施していく上で検討させていただきたいというふうに思います。

○渡邊委員 ありがとうございます。

調査②の郵送調査、直接比較はできないと思いますが、これまでの調査結果から特徴的な部分があるかと思えます。ぜひ、そのあたりは可能な範囲で質問項目の中に入れ込む等の工夫をされていただけると、直接は比較できないけれども、同じ傾向の中ではこうですよということが議会、その他でもお話しできればいいかと思うので、ちょっと工夫をしていただければということと、それから、初めて郵送調査をするということは、回答率が読めませんので、3割程度とするならば、最低でも150程度は送った上で50返ってきたらラッキーというような形なのかなと思うので、そのあたりも、ぜひ、工夫をお願いしたいと思います。

以上です。

○稲葉会長 ご質問、ありがとうございました。

ほかにごございますでしょうか。

○田村委員 民間支援団体の女性ネットS a y a - S a y aの田村です。いつもご協力、ありがとうございます。

前回実施した際に、被害者への面接調査のところでは協力させていただき、調査の方とウィメンズの方とが来てくださって、当事者の話を聞いてくださいました。

ここで今回、郵送だけ。しかも、ここに書いてあるのが、配暴センターの推薦によるということであると、民間のシェルターに入って、公的なところにつながらなかったケースということも結構ございますので、ここで公的なところの推薦によるということにすると、実際にそこに行かないで、別のところで被害者支援を受けていた人というのが漏れてしまうんじゃないか。

ご負担があるということがありましたが、実際に前回の調査のときには、かなり回復されてお話しくださった当事者は、こういう自分の経験を行政の方たちに聞いていただき、それが反映されるということが本当にあるということは、自分にとっても、自分の経験が生かされてよかったということがあります。

ですので、数的には多くご協力できるかどうかわかりませんが、民間のシェルター、ステップハウスにかかわっている方たちもおりますので、そこで対応できる人たちもいるかと思っておりますので、全てを今の配暴センターの推薦による郵送だけではないようにお考えいただけたらと思います。

○各務委員 前回の経験を踏まえた貴重なご意見、ありがとうございます。

これから調査を今検討しているところでございますので、頂戴した意見を踏まえて、もう一度考えていきたいというふうに思っております。

○佐々木委員 東京都内の民間支援団体が連携した同行支援事業をやっておりますウェルクの佐々木と申します。よろしく申し上げます。

一つ、参考にしていただけたらと思ったのは、私どもの経験から、配偶者暴力の早期発見で問題解決にうまくつながるケースの一つとして、保健センターさんの保健師さんの全戸訪問があります。保健師さんが市区町村の妊娠されたお母さんたち全員と面会するために、全戸訪問されています。

そこでDVなどの家庭の問題に早期に気づいていただいて、早い段階で介入が行われて、問題解決につながるというケースが結構ありまして、私どもで同行支援しながら、母子の方を支援するということが多々あります。

なので、早期発見、早期対応という意味では、保健センターさんの保健師さんたちの協力を中に入れていただけるといいのかなと思いました。

よろしく願いいたします。

○各務委員 ありがとうございます。

保健師の全戸訪問、貴重なご意見を頂戴いたしました、ありがとうございます。まだ、これから少し相談をしていく中で活かしていきたいと思っております。ありがとうございます。

○稲葉会長 ほかにございますでしょうか。

○田村委員 民間シェルター、ステップハウス等に関しての支援で、内閣府の担当の片山さつき大臣が私的な検討会を持ち、アンケート調査が実施されました。それから S a y a - S a y a やシェルターへ、今回大臣が来てくれるということがあり、内閣府でその

ような調査をし、その結果が6月にまとまる予定です。

そのような国の調査がある中で、都でまた実施されるというところで、連携させながら、その調査の結果も生かしていただけたらなと思っているところです。お願いいたします。

○稲葉会長 ありがとうございます。

今、配偶者暴力について、少しずつですが、非常に注目が集まっておりまして、生稲晃子さんが座長をされている検討会が立ち上がっておりまして、その辺の動向も見ながら、私どもでもできる対応があれば協力していきたいと思っております。

なかなか情報をとることが難しく、重複するような状況もあるかと思いますが、できるだけ調査を重ねていくのにご迷惑がかからないような形でできれば望ましいと思っております。逆に今が非常にチャンスと思って、何か連携といいますか、いろんな意味で充実が図られれば良いと思っており、非常に注目をしているところがございます。よろしくお願いいたします。

ほかにごございますでしょうか。

(なし)

○稲葉会長 それでは、次の報告に移らせていただきます。議事の(5)「区市町村事業調査の結果概要」について、事務局より説明をいたします。

○各務委員 それでは、資料でございますが、13ページでございます。配偶者暴力に関する区市町村事業調査結果概要についてご説明いたします。

本調査は毎年9月に実施しているものでございまして、調査結果は3月に各区市町村宛に送付しているものでございます。

一番上の都内各相談機関における配偶者暴力相談件数の推移という折れ線グラフをごらんいただければと思います。

平成29年度の都内の相談件数でございますけれども、区市町村で受け付けた件数が3万4,131件、都の配偶者暴力相談支援センターで受けました件数が8,828件、警視庁で受けた件数が8,976件となっております。合わせまして5万1,935件と過去最多というふうになっております。

特に警視庁におきましては、相談件数の増加が大きくなっておりまして、今回初めて、わずかでございますけれども、都の配偶者暴力相談支援センターの件数を上回ったとい

うところでございます。

次に、中段になりますが、緊急一時保護件数の推移の棒グラフをごらんいただければと思います。

平成29年度における区市町村が実施した緊急一時保護の件数でございますが、554件、昨年度と比べますと100件少なくなっております。

一つ飛ばしまして4番、通訳が必要になった対応件数の推移をごらんいただければと思います。

平成29年度における通訳が必要になった件数は322件、対応できた件数は184件となっております。こちらにも必要になった件数は前年に比べて約90件程度の増という形になっております。対応件数も前年度より10件程度の増という形になっております。

それから、次の5番、男性相談件数の推移でございますが、平成29年度における男性相談の全体の件数でございますが、前年に比べて約2割の減少というところがございます。内訳といたしましては、男性被害者の相談件数が82件、関係者からの相談が23件となっております。男性加害者の相談件数は22件ということで、前年より30件程度少なくなっているというところがございます。

裏面、14ページをごらんいただければと思います。

項目9番でございますけれども、配偶者暴力相談支援センターの機能整備状況をごらんいただければと思います。今年度は大田区と世田谷区がセンター機能整備していただきまして、これにより都内のセンター機能整備済みの区は15区となっております。

また、3区1市が機能整備を検討中ということで取り組んでいただいているというところがございます。

東京都では、区市町村における支援センターの機能整備団体数を20団体ということを目標に掲げております。支援センターの機能整備に向けてご協力のほど、よろしくお願いいたします。

なお、機能整備に当たりましては、東京ウィメンズプラザが区市町村を訪問して、機能整備に向けた助言を行うアウトリーチ活動、技術的支援を行っておりますので、ぜひ、ご活用いただければと思います。

資料5の説明は以上でございます。

○稲葉会長 資料5の「区市町村事業調査の結果概要」についてご説明いたしました。

これについてご意見、ご質問がある方はいらっしゃいますでしょうか。

○藤本委員 弁護士の藤本です。

4番の通訳が必要になった件数というのが非常に増えているんですが、今後、在留資格の変更などもありまして、非常に外国人の方が多く日本に住まわれるようになる中で、さらに外国人の女性となるとDVの被害に遭いやすいという傾向があるというふうに認識をしておりますが、この点、通訳の方の拡充について、どのようにお考えかお聞かせいただければと思います。

○各務委員 すみません。4番の数字というものが区市町村での対応件数の数字となっております。さまざまな相談に対応していけるような体制というものが必要かというふうには考えております。

○渡邊委員 関連なんですけれども、外国人女性の方がDV被害に遇ったという形で文京区で、保護をかけて、一時避難をしたんですけれども、国がどこだったか、記憶が曖昧なんです、本国ではそれはDVには当たらないという文化があって、文化の違いで、要は誘拐をされたという形での被害届が出てきたというパターンがありました。日本におけるDV法に基づくDVの定義と、当然、日本に居留、あるいは来ている外国人の外国におけるDVの定義というのは、当然違うだろうと。

その場合に例えば、訴訟なり何なり、あるいは、被害届が出た場合に、実際、区市町村では結構対応が難しかったんですけれども、そのあたり、例えば、東京都のほうで何らかの支援というのは考えられるのか、あるいは、そういった事例をお持ちのメンバーの方がいらっしゃれば、少し情報共有していただければと思うのですが、いかがでしょうか。

○稲葉会長 実際、一時保護をしていてそういうケースは、女相ではありますか。

○和田委員 女性相談センター所長の和田です。いつもお世話になっております。

私どもは区市から依頼を受けて一時保護をさせていただいておりますので、そういう意味では、おっしゃったとおり、区や市の女性相談をまず受ける窓口の方々がご苦労されているのではないかなと思います。

逆に、私どもは区や市の方々がそういう対応をさせていただいているので、逆にそのところから切り離されて安全に保護させていただいているということになりますので、そのところは、申しわけなく思います。逆にほかの区や市や婦人相談員さんのほうで、どのようなご苦労をされているのか、お聞かせいただけたらなと思います。

あと、関連ですが、先ほどの通訳の件ですけれども、おっしゃるとおり、私どもも昨年、確実な数はこちらにないのですが、16カ国か17カ国ぐらいの非常にさまざまな国からの女性を一時保護しました。中にはマレー語とか、タミル語とか、日本で通訳を探すのが非常に厳しいような言語の方々も一時保護をさせていただいていて、私どもは面接をするに当たって、入所中に1回程度の通訳の予算は持っていますけれども、まず、通訳を探すのが大変というのが現状です。

ですので、本当に拡充というのは予算の問題もあると思いますけれども、人材確保の問題、それを非常に私どもも困っていますので、ぜひ、こちらにいらっしゃる皆さんで連携させていただいて、こういう言語だと、こういうところをお願いしたらいいよとか、もちろん女性支援ですので、女性を守る立場で通訳していただける方でないと難しいですし、そういう意味では本当に少数言語の方は特にコミュニティを持っていらっしゃるのです、なかなかコミュニティとは関係ない方からの通訳をお願いするのは非常に難しいところがあって、そういうこともあるので、ぜひ、いろいろお知恵をいただきながら、拡充をしていけたらなといったふうに思っています。よろしく願いいたします。

○稲葉会長 今、お話がありましたような、一つは言葉そのものが通じるということと、それから、その国の方の文化とか、いろんな意味での背景がきちんとわかっているということの両方が必要になる対応というのが、これからはますます求められると思っておりますので、直ちに何ということを上申することはできませんけれども、課題としては、共有させていただきまして、今後、どういう対応ができるのかを一緒に考えていきたいと思っております。

特に東京は、そういう方が非常に多く居住されていますので、今後ますます対応が必要になると私どものほうでも思っておりますので、また連携をさせていただき、課題をいろいろまとめて、国に要望するなり、場合によっては、新たな補助金の創設に向けて、いろんな要望を出していきなりというところでもお力をかしていただければと思っております。よろしく願いいたします。

○渡邊委員 恐らく来年度調査をして、再来年度計画改定をしてといったスケジュールかと思いますが、それであれば、逆に少し時間があるので、23区、あるいは都内とかでも構わないですけれど、そういったトラブル等何かあった事例について少し集めていただいて、何らか対応の指針じゃないですけれど、こういう方法だったら対応できるんじゃないかというようなところを広域の観点でお調べいただきたい。それから、法的な対

応は弁護士会も入っていらっしゃるようなので、そちらも確認をしていただいて、やはり情報を共有とか提供していただかないと、現時点では結局訴訟は持ち上がりませんでしたので、特段動きはなくて済んでいますけれど、一区市町村単位でやるのは、結構ハードでした。そういう形になると、こちらもほぼ臨戦態勢になるので、できれば、文京区以外でも同様の事例のある区市町村もあるでしょうし、それをきちんと集めていただいて、こういう手順だったら対応できるよと、あるいは警察とはこういう話をしたらいいんだよといった話を、ある程度まとめていただいて、フローなり何なりをつくっていただかないと、本当に区市町村で戸惑ってしまいます。担当になった婦人相談員や、フロントで出ている職員が大変苦勞をしましたので、ぜひ、そのあたりはご検討いただいて対応いただきたいと思います。

○稲葉会長 ありがとうございます。

民間の支援をされている方は、比較的外国人対応をされている団体等もあるかと思いますが、通訳といいますか、むしろ、そういう支援にたけている方もいらっしゃるかと思いますが、何か連携していける可能性というのはありますでしょうか。

○田村委員 私たちは、東京にあります民間支援団体が連携して同行支援事業をしています。その中に外国人のグループがありまして、そこでは本当に役所や病院や弁護士事務所等をやっておりまして、かなりの件数、東京ウィメンズプラザさんからの助成金をいただいていますけれども、その範囲内でやって、それでも足りない状況になっています。

ですので、要望の半分しか受けられていないというこの数字を見て、行政の中にそれぞれ通訳ということをしているところ、置いていないところがある中で、私たちがやっているような通訳も含めた民間の同行支援事業についてどれだけ情報が行っているのかなというようなところも感じています。

また、一方で今、ご指摘のあったように、さまざまな言語で対応しなければいけない状況なので、そういう通訳ができる外国人対応の支援者を養成していくことがすごく大事だと思っていて、そのための予算の支援というところは入れていただけたらと思っています。

ですので、この数字を見たときに、私たちがやっているところの部分で、カバーできるところもあるのではないかと思います。

今もご意見がありましたけれども、どういうところで対応できなかったのかというようなその事例をきちんと上げて、それに対して検討できるかどうかというのを見ていた

だけたらいいのかなとは思いますが。

○稲葉会長 ありがとうございます。

さまざまな関係団体の方々から実情を聞きながら対応していくことが大切だと思っておりますので、よろしく願いいたします。

それでは、ちょっと順番が変わりましたが、議事の4「配偶者暴力対策連携部会からの報告」について、東京ウィメンズプラザのほうからご報告をお願いします。

○馬淵委員 それでは、資料4-1をお手元をお願いします。平成30年度配偶者暴力対策ネットワーク会議の部会についての報告をさせていただきます。

この部会は、目的のところにありますとおり、被害者支援をより円滑に行うために関係機関の連携強化を図ることで開催しているものになります。部会は、関係機関が連携して対応した実際の事例をもとに連携における今後の課題や対応策について検討しております。

今年度は第2の開催状況にあるとおり、7月、11月、3月と3回実施し、各1回1事例、合計三つを取り上げました。事例に関しましては、裏面になります。ページを裏返してください。

一つ目は、各支援機関の連携により効果的な支援につながったケースです。

この事例では、市の婦人相談員の課題整理や同行支援、児童相談所の母子統合の方針決定、女性相談センター特別相談員の法的な助言、弁護士や警察との連携があった結果、今後も引き続いて将来に向けての安全確保、それから、離婚に向けた法的な支援体制が図られた事例になります。

2番目の事例に移ります。父母間の暴力が繰り返されてきた家庭への支援に関するケースです。

この事例は、養育状況や問題点について整理し、保育園や区の子供家庭センター、区の発達支援センターや保健センター、警察などと必要な関係機関と情報共有を図っており、抱える問題が複合しているため、さらなる情報共有を図るため、区のほうで連携会議を主催し、具体的な役割分担や連携支援の強化が必要ということで対応したケースになります。

三つ目は居住地を転々とする問題を抱えた家庭への支援に関するケースです。

この事例で課題となったのは、住民票を移動せず生活の場を転々とする場合、その現状把握や見守りをどうすべきかと、また、複数の関係機関がかかわる事例で、どのよう

に支援を進めていくかという点が課題になりました。

引き継ぎをしても、状況を把握出来ないうちに生活の場を転々と変えてしまうため、支援が非常に困難になります。このようなケースの場合には、具体的にどこの支援機関が中心的な役割を果たすかを早期に決定し、情報共有して、その都度、効果的に対策を打っていくということを改めて確認しました。

連携部会では、これらの三つの事例を取り上げ、課題検討を行いました。一つ目は、被害者の今後の安全確保と離婚に向けた支援体制などを図るためには、状況に応じて各支援機関のきめ細やかな情報共有、交換、それから、きめ細やかな連絡、連携が必要であるということ。二つ目は、児童虐待という非常にセンシティブな問題がありますけれども、子供のいるDV事案では、児童相談所、地域では子供家庭支援センターが中心になるかと思うんですけれども、保育園、学校、警察等が連携を進めていく中で、主導する機関が連携会議を開催するなどし、どこが主導していくかということが大事で、なおかつ、その中で、その都度、具体的な役割分担を整理しつつ、適時効果的な対策を打っていくということが必要であるということ。

三つ目は、生活の場を転々とするという場合には、現状把握と見守り、中心的な役割を果たす機関を早期に決定する必要があるということで、どこが主体となって、そのときの役割をどこが何をいつやるかというところをきめ細やかに連絡を取り合って、着実に進めていくということか必要だということを改めて確認しました。

また、児童虐待に関しましては、先般、2月28日付で内閣府厚労省により、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等の連携強化等についての通知があったところですが、東京都の配暴センターとしましても、DV事案で子供の虐待が疑われる場合には、被害者の安全、それから子供の安全の確保を最優先とすることを、これまでもしてきました、引き続き同じ対応をするんですけれども、これまで以上に皆様方との相互連携を強化して、適切に取り組んでいきたいと考えているところです。

11月に開催した第2回目の部会では、都内の配暴センターとの一層の連携を図るために、配暴センターの連携会議と合同開催をしております。ここには既に配暴センターになっている14の区さんと、それから、今年なられた大田区さん、それから世田谷区さん、それから、これからセンターを設置整備していくと検討されている区市さんもオブザーバーとして参加していただきました。

その場を通じまして、情報共有したものとしましては、名古屋地裁の判決を受けた対

応の意見交換、総務局人権部から東京都性自認及び性的指向に関する電話相談及びインターネットにおける人権侵害に関する法律相談の状況、女性相談センターからの若年被害女性等支援モデル事業についての状況等をご説明いただきました。

このようにいろいろ社会的にも動きがありますので、こういう場を通じまして、関係機関で所管しているものの動向等情報共有は常に図っていきたいと思っております。

今後もこの部会を通じまして、関係機関間で必要な情報の共有、それから、今、外国人の問題等々ありますように、ダイバーシティということで、いろいろ動いておりますので、課題の検討も行い、ウィメンズプラザ、あるいは東京都としましても、被害者支援を行う関係機関がそれぞれの責務を最大限に果たせるようにネットワークを一層強化し、よりよい支援につなげられるように取り組んでまいりたいと思います。

以上、雑駁ではありますが、報告にかえさせていただきます。

○稲葉会長 連携部会からの報告について、何かご意見、ご質問はございますか。

お願いします。

○浦岡委員 ご説明等ありがとうございます。東京地検の検事の浦岡と申します。よろしくをお願いします。

今の事例検討や多機関連携の関係で1点、東京地検において多機関連携としてのカンファレンスを実施していることをご紹介できればと思います。

平成26年から東京地検には犯罪被害者支援室というものが総務部にございまして、私が室長検事を務めております。皆様ご承知のとおり、DV事案や児童虐待事案につきましては、被害者・被疑者に係るご家庭がその後長期にわたって支援を受けなくてはならない場合があります。そのような場合に、被疑者の処分前に、東京地検が主催させていただく形で連携する機関をお呼びし、カンファレンス等を実施しております。当室は外部機関との調整役を行っております。

カンファレンスにおいては、事案につき各機関が有している情報、処分見込みや裁判になった場合に保釈が認められる可能性等も踏まえ、被疑者が社会に戻るまでにどの程度の日数があるのか、その間に被害者に対してすべきこと、被疑者が釈放された後に被疑者や被害者に対応していく機関、その役割分担等について協議をしております。既にご協力をいただいている方々もあると思いますが、今申し上げましたとおり、多機関連携の在り方として、検察庁におけるカンファレンスも実施しておりますことをご紹介させていただきます。

○稲葉会長 ありがとうございます。

ほかにありますでしょうか。

○藤本委員 すみません、1点、気になって。部会第2回で、名古屋地裁判決を受けた対応を検討されたということですが、住民票非開示の賠償請求がとられた（認められた）ケースについてでしたか。

○馬淵委員 そうですね。

○藤本委員 これはご承知とは思いますが高裁でひっくり返りましたので、その（担当）部署が萎縮されないように、非常に妥当なきちとした事実認定をされてひっくり返っておりますので、一応確認のために。

○馬淵委員 ありがとうございます。

その状況も、情報共有しておりますして、地裁でそういう判決があったということ自体は、これからも念頭に置かなければいけないので、その都度、細かい情報も入れていきたいと考えております。

○稲葉会長 ほかにございますでしょうか。

（なし）

○稲葉会長 それでは、続きまして、議事の（6）「平成31年度東京ウィメンズプラザの事業予定」について、引き続き所長から説明いたします。

○馬淵委員 それでは、お手元の資料、縦位置の事業予定になりますけれども、ご覧いただきたいと思います。

東京ウィメンズプラザでは、相談等の直接の都民対応しているだけでなく、関係者の職員支援ということで研修を行っています。

特に職務関係者研修に関しましては、こちらにお見えになっている方々の職員さん向けになりますので、もう日程が決まっているところもあります。こちらに関しては、また、部下の方にこの資料を配布して紙をまいていただくと助かります。

それぞれのものに関しましては、また、詳細が決まりましたら、ご案内を差し上げる予定になっていきますので、よろしくお願ひしたいと思います。

○稲葉会長 東京ウィメンズプラザでは、職務関係者研修等をいろいろ実施しておりますので、ご活用をお願いいたします。

これについて何かございますでしょうか。よろしいでしょうか。

（なし）

○稲葉会長 それでは、続きまして、議事（7）「配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化等について」と「児童虐待防止対策の抜本的強化について」をご説明をいたします。

○各務委員 それでは、資料15ページをごらんいただければと思います。配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等の連携強化等についてでございます。

ご存じのとおり、1月に千葉県で発生しました児童虐待事案等での対策強化を受けまして、2月28日付で内閣府から各都道府県宛てに通知があったものでございます。

これを受けまして、本通知の内容につきましては、区市町村の支援センター担当部署それから、支援センターに対して周知したところでございますけれども、本会議においても共有させていただきたいと存じます。

それから、本通知と同時に届きました17ページ、資料7-1のところでございますけれども、新たなルールのポイントというものが来ておりまして、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所の連携等について整理されていますので、こちらのほうでご説明申し上げたいと思います。主に4点取り上げられております。20ページまでおめくりいただきまして、「5、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化等」というところで丸が四つ書いております。

一番目でございますけれども、配暴センターと児童相談所等は、児童虐待とDVが相互に重複して発生していること等を踏まえて、相互の連携協力をさらに強化して、個々の事案についてそれぞれの立場で考え得る対応を積極的に共有し、適切に対処することを徹底するという記載になっております。

次の丸でございますけれども、支援センターである婦人相談所は、一時保護を勧奨し、被害者と子どもを同時に保護することが望ましいと。その際、母子を一緒に一時保護することができない場合の対応などについて、児童相談所と密接に連携を図りながら、支援をするとなっております。

三点目でございますけれども、婦人相談所が相談等において児童虐待が疑われる情報を得た場合には、一時保護の必要性を説明した上で、児童相談所や区市町村児童虐待担当部局等に通告することとなっております。

四点目でございますが、支援センターや婦人相談員は、一時保護に至らない場合においても、引き続き相談支援を行うとともに、子供に関する情報の共有に努めるなど、児童相談所などと連携して子供の安全確保を最優先して対応するとなっております。

配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化については、以上でございます。

次に、資料 2 1 ページをごらんいただければと思います。児童虐待防止対策の抜本的強化についてでございます。こちらは 3 月 1 9 日に児童虐待防止対策に関する関係閣僚会議で決定されたものでございます。

昨年 3 月の目黒区での女児虐待死や、ことし 1 月の千葉県野田市での児童虐待死事件の発生などの状況を深く受けとめ、児童虐待防止対策の抜本的な強化を図るため、児童虐待防止対策を強化するための児童福祉法等の改正法案を今国会に提出するとともに、2 0 2 0 年度予算に向け、さらにその具体化を図っていくという内容になっております。

配偶者暴力関係につきましては、2 3 ページ中ほどに（6）としまして、DV 対応と児童虐待対応との連携強化等となっております、4 項目挙げられております。

まず、①番でございますが、DV 対応と児童虐待対応との連携強化でございます。

児童相談所と婦人相談所・配偶者暴力相談支援センターとの情報共有・連携体制を強化すると。

これにつきましては、配偶者暴力対策防止法の改正に盛り込まれる事項というふうに聞いております。DV 対応を行う機関と児童虐待への対応を行う機関がそれぞれの情報を包括的にアセスメントするリスク判断の手法、あるいは各機関の連携方法を含めた適切な対応の在り方について、調査研究し、ガイドラインを策定するということになっております。

DV と児童虐待の特性・関連性に関する理解の促進や、関係機関における的確な連携強化により、被害の早期発見、早期介入に向けた支援に資する取組を進めると。

被害親子に寄り添った保護が行われるよう、配偶者暴力相談支援センター等の対応力向上のための取組を支援する。

DV 被害者支援における、危険度判定（リスクアセスメント）及び加害者対応、これは加害者プログラム等でございますけれども、在り方の検討及び実証的研究を進め、支援体制の充実を図る。

性犯罪・性暴力被害者のためのワンストップ支援センターの職員研修を強化するとともに、支援センターにおいて児童相談所と連携して性虐待に対応した好事例を収集し、全国の支援センター・関係機関に共有する。

関係機関の連携をより強化するため、内閣府作成の DV 被害者支援に係る手引き・マ

マニュアルを改訂するとともに、児童相談所を始めとする関係機関への周知徹底を図る。

②といたしまして、婦人相談所・一時保護所の体制強化。

こちらにつきましては、まず、婦人相談所において、DV被害者に同伴する子供の支援の充実を図るため、児童相談所、教育機関、福祉部門及び要保護児童対策地域協議会等の関係機関と連携するコーディネーターを配置する。

一時保護を必要とするDV被害者と同伴する子供を適切な環境において保護できるようにするため、心理的ケアや個別対応を含めた体制整備を促進する。

一時保護した子供が適切に教育を受けられる体制整備を進めるとともに、委託一時保護された子供が安心・安全に通学するために必要な支援を行う。

このほか、③婦人相談員の配置の促進、④婦人保護施設の機能の充実が記載されております。

最後に、資料はございませんけれども、配偶者暴力防止法の改正についてお知らせ申し上げます

配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等の連携協力につきましては、配偶者暴力防止法に基づく基本方針において既に定められているところでございますけれども、3月19日の閣議決定で、児童福祉法等の一部を改正する法律案とともに配偶者暴力防止法についても、児童虐待防止対策及び配偶者からの暴力の被害の保護対策の強化を図るため、児童虐待と密接な関連があるとされるDVの被害者の適切な保護が行われるよう相互に連携協力すべき関係機関として児童相談所を法文上明確化するとともに、その保護の対象である被害者にその同伴する家族も含めることという改正がされると内閣府より情報提供を受けておりますので、ご報告申し上げます。

本報告につきましては、以上です。

○稲葉会長 それでは、資料7につきまして、ご質問、ご意見がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

○稲葉会長 ちょっと時間が押していますので、次の説明者の方は時間は大丈夫ですか。

では、すみません、時間の関係がありますので、これから議事8「参加機関における取組等」について女性相談センターと育成支援課にご説明いただきますが、育成支援課を先に行わせていただきます。

お願いいたします。

○玉岡委員 すみません、大変恐縮でございます。育成支援課長の玉岡でございます。

資料8-2をごらんいただけますでしょうか。若年被害女性等支援モデル事業ということで、既にご案内をさせていただいたものでございます。国のほうがここでは若年被害女性というところに関して、AV出演ですとか、JKビジネスといった性的な暴力に係る問題が深刻な状況にあるということを踏まえ、モデル事業を創設したのを受けまして、都として先駆的に実施をさせていただくものになったものでございます。

具体的にはここにありますように、公的機関と民間団体等が密接連携するための関係機関連携会議の設置等、こちらはこの委員の中にもご参画をいただいている方々もいらっしゃると思います。そのほかに、若年被害女性等に対するアウトリーチ支援、居場所の確保、自立支援の4本柱で行っているものでございます。

具体的にはそのうち、アウトリーチ、居場所の確保、自立支援につきましては民間団体に委託いたしまして、一般社団法人C o l a b o、特定非営利活動法人BONDプロジェクト、特定非営利活動法人の人身取引被害者サポートセンターライトハウスの3団体に委託をさせていただいているところでございます。

具体的には10月からこの3団体によりまして活動を開始させていただいておりますが、アウトリーチ支援につきましては、週1回程度、渋谷、新宿、秋葉原の繁華街を深夜などに巡回をしまして、家に帰れずにいる若年女性等に対しての声かけのほか、出張、電話、メール、SNS等による相談支援実施しているところでございます。

具体的には3月5日までの実績といたしましては、4,000件余りの延件数でございますが、相談件数3団体合わせてというところで、特徴的なのはこのうちの4分の3がSNSとメールといったところでございまして、やはり民間団体のそうしたノウハウが生かされているのかって思っているところでございます。

2点目に一時保護の関係、居場所の提供ですね。こちらにつきましては、一時的な「安心・安全」な居場所を提供をしながら食事を提供したり、日常生活上の支援、不安、悩み等に対する相談支援を実施しているものでございまして、同じく3月までの実績としましては、短期では保護人数33人というところでございます。

この中で、具体的にどういった背景で入って来られたかというのを見たところ、複数回答というところがありますが、一番多いのが虐待というところで19件、それから、性暴力、あるいは家出といったのが各13件、そのほかに居所なしが9件。こういったところが主な背景というということで、こちらの居場所のほうに短期で入っていただい

たということになっています。

3点目の自立支援につきましては、女性の新たな居住地ですとか、就労、生活資金等に関する情報提供を行いながらあわせて関係機関への同行支援、連絡調整等を図っているものでございまして、状況に応じまして速やかに児童相談所や警察等の関係機関に連携をし、適切に対応させていただいているということでございます。こちらのほうも実績を見ますと、主なところで、例えば学校とか、先生といったところ。あるいは、警察、医療機関、児童相談所。特に多いのが民間の支援団体ですとか、弁護士さんとか、そういったそれぞれの状況に応じて適切にいろんなところに支援につながっているということがわかっておりまして、これも関係機関の皆様方のご協力があって成り立っているというところございまして、この場をかりまして改めましてお礼を申し上げさせていただきます。

この事業は、モデル事業ということで引き続き、来年度も東京都としては実施を予定しているところでございますので、あわせまして来年度も引き続きご理解とご支援のほどお願いしたいと思います。

私のほうは以上でございます。

○稲葉会長 それでは、ただいまの説明について、ご意見、ご質問はございますでしょうか。よろしいでしょうか。

(なし)

○稲葉会長 それでは、ありがとうございます。

それでは、引き続き、女性相談センターからお願いいたします。

○和田委員 東京都女性相談センター所長の和田でございます。本日はお集まりの皆様方におかれましては、常日頃からご協力、ご支援ありがとうございます。

一つは、皆様方の席に東京都女性相談センター通信を配付させていただきました。私どもは、支援内容の秘匿と加害者追及の対応をするためになかなか皆さんにご理解をいただく機会がないところではありますけれども、年2回ほど女性相談センター通信を発行させていただきまして、私ども女性相談センターと多摩支所の現状とまた女性支援についての課題、また内容等をお伝えしているところです。

今日、皆様方が関連する機関につきましては、郵送させていただいておりますが、ぜひお読みいただいてご理解を深めていただけたらと思っております。

私からは女性支援について資料8-1にありますけれども、厚生労働省が立ち上げま

した、「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」について、それから資料はございませんが、先ほどご説明のあった婦人相談所と児童相談所の連携に関連して女性相談センターにおける同伴児童の現状、また連携についてお伝えをしたいと思います。

まず、「困難な問題を抱える女性への支援のあり方に関する検討会」についてですが、これは趣旨のところにありますように、まずこの婦人保護事業ということなのですが、この婦人保護事業は、売春を行う恐れのある女子を保護する事業として、婦人相談所、婦人保護施設、婦人相談員のこの三つを総合して婦人保護事業と呼んでいます。そのうちの婦人相談所について東京都におきましては、私どもも東京都女性相談センターということで、このあり方に関する検討会におきましても非常に関係があることになっているところですよ。

この根拠となります売春防止法ですけれども、昭和31年に制定されて以来、女性の支援ニーズが変化し多様化しながらもそのままになっているということに問題提起がなされ、そのことから女性支援のあり方全体について討論をする会議となっております。

左の四角の2にありますように、主な検討事項としましては、その女性支援の対象とする「女性」の範囲・支援内容。婦人相談所、婦人相談員、婦人保護施設の役割や機能。他法他施策との関係や根拠法の見直しということで、既に6回開催されたところです。

構成員としましては、右にありますようにさまざまな立場の方がいらっしゃいます。女性相談センター、婦人相談所ということなのですが、この婦人相談所の課題としましては、この場でもいろいろと意見をいただいているのは、なかなか若い女性が婦人相談所につながりにくいということです。特に位置情報につきましては、DV被害女性を追及から守るということを基本にしていることより、スマホなど、電子機器が使えないこと。そして、食堂で一緒に食事をとるといような集団生活を好まないということが若い女性への繋がりにくさの主な原因ではないかとされています。

そこで、今日もいらっしゃっていますけれども民間のシェルターを活用して一人一人に合った保護の方法がないだろうか。また民間シェルターの活用によって地域においても息の長い女性の支援ができるのではないかという問題提起がなされているところですよ。

もう一つが、今回の通知等にも関係しておりますけれども、同伴児童への対応が不十分ということです。特にDV被害女性は子供と一緒に保護されることが多いのですけれど

ども、その同伴児童の入所中の対応が不十分であることを挙げさせていただいています。あくまでも女性が連れてきた子供ということで、母が子供の面倒を見るということが、基本となっているのが婦人相談所の一時保護所で保護される子供の現状になっています。全国的に見ると、入所中の保育や学習の保証がされていないところが上げられています。

ですので、同伴児童ということではなくて一人の個別的な主体的な存在として支援する体制を求めているといったところです。

そのほか、若年女性を支援する民間団体、民間シェルター、弁護士などからさまざまな意見が出されて検討されているところです。現在、予算措置などで先立って改善できること、法改正など時間をかける項目との仕分けを行い検討しており、来年8月まで引き継がれていきますので、ぜひご関心を持っていただけたらと思います。

そこで、次に今お伝えしました同伴児童につきまして、東京都の女性相談センターにおける状況をお伝えしたいと思います。

既に第1回でもお伝えしましたがけれども、平成29年度、女性相談センターとして委託施設に委託した人数も含めた全体で一時保護をした女性の総数は731人。そして、同伴児童と言われる子供の数は500人でした。当所におきまして、女性の支援が中心になるので、今お伝えしたように一緒に保護される児童は同伴児童として連れていらした女性が面倒を見るということが前提となっておりまして、母と児童とで一緒に行動することになっています。

当所におきましては、非常勤職員の保育士が配置され、1歳から就学時までの保育を提供しています。学齡児につきましても、非常勤職員の学習指導職員が配置され、基礎的な学習、運動などを行っています。心理については、女性の判定、心理ケアを行う心理職ですけれども、学齡以上の児童には入所中に一度は面接をして、いわゆる心理教育と呼ばれる両親のけんかや暴力について、子供は何も悪くない、相談できる大人が周りにいるから相談していいんだということを伝える機会をもっています。

そのような中で特にDV被害女性は、それまで受けてきた暴力の影響から精神的に不安定になったり、やっと逃げて来たことから緊張感がとれて体調を崩したりすることがあって、子供のことを考えて養育するのが難しくなる場合もあります。

そのような女性について、子供について保護所の職員や心理職員、学習指導員とで情報を共有しながら母と子供の状況を観察して、その後の支援に生かしてもらうように、

地域の区や市の婦人相談員さんに伝えていきます。

また、そのような様子を確認していく中で、もう今、母が子供の面倒を見られないということになれば、当所に保護を依頼して下さった地域の婦人相談員等を通じて子供家庭支援センターに連絡をとってもらい、子供の養育をどうするか検討していただいています。その中で母がしばらくの間、児童を養育することができないといった場合は、子供家庭支援センターから管轄の児童相談所につなげていただいて、児童が一時保護をされるということもあります。

平成29年度には当所で一時保護をしていた子供が当所から児童相談所に一時保護された子供が16人いました。また、児童相談所との連携としましては、一時保護される女性の中には、男性を見かけるだけでも怖いという方がいらっしゃるので、同伴児童が中学生以上の場合は、入所の最初的时候から児童相談所での一時保護を依頼することがあります。それにつきましても、非常に協力的に対応していただいているところです。

このように基本的には一時保護の退所後、地域で関わってくださる自治体の婦人相談員や子供家庭支援センターと連携をすることが多いのですが、児童相談所ともこのような連携をさせていただいているところです。

平成29年度、児童相談所が当所の児童に面接等で訪問して下さった数は延べ75回ということで、1週間に1回以上、児童相談所が子供の問題で女性相談センターに来所して下さっているということになります。

先ほど、ご紹介いただきました2月28日に発出された児童虐待防止の評価に関する新たなルールのポイントの中では、配偶者暴力相談支援センターと児童相談所との連携強化と描かれておりますが、東京都についてはお伝えしたような連携をさせていただいているところです。加えて3月19日の関係閣僚会議における児童虐待防止対策の抜本的強化について示された婦人相談所、一時保護所の体制強化につきましても、児童虐待防止の観点のところから婦人相談所がその中に入れていただけるということは本当に初めてのことで、ぜひさらに皆様方の関係機関や児童相談所との連携の中に入れていただき、地域のネットワークの中で子供の支援、女性の支援をさらに強化させていただきたいと思っています。

特に、先ほどのルールの5番の丸の四つ目、それから今回の閣僚会議のところでも③のところ、地域の婦人相談員さんの活動といったところも書かれているところです。全国的に見ますと各市や区に婦人相談員が配置されているのが実は4割程度なのですが、

東京都におきましては、各市区のご協力をいただいている、各市区には婦人相談員を配置しているところですが、なかなか市区内の連携の中でもなかなか難しい立ち位置にあるということは、私どもが地域の婦人相談員さんと連携をさせていただいている中でもお耳にするところです。

ぜひ、市区の中でまず婦人相談員さんを活用していただき、それで地域のネットワークの中でもさらにご活躍いただけるように、支援と連携の強化をしていただけたらというふうに思っております。

私からは以上です。今後ともよろしく願いいたします。

○稲葉会長 はい、ありがとうございました。

児童センターの星埜課長、追加、補足がございましたらお願いいたします。

○星埜委員 日ごろより児童相談所の運営に関しまして連携、ご協力をいただいております。ありがとうございます。

私から一応、補足ということで先ほど来ご説明がございました、2月28日に発出された配偶者暴力相談支援センターと児童相談所等との連携強化について、これは新たなルールのポイントというところで、20ページのところにつづられておりますけれども、丸の三つ目のところで支援センターや福祉事務所等に配置されている婦人相談員等とはいうところに、児童虐待が疑われる情報を得た場合には、婦人相談員等が児童相談所や市区町村の児童虐待担当部局に通告するという文言が記載されています。

この文言はもちろんそのとおりでございまして、児童虐待の通告を受ける機関としては児童相談所、あるいは区市町村の子供家庭支援センターというのが位置づけられているところではあるんですけれども、皆様方、ご案内のところかとは思いますが、東京都においては、こういった児童虐待の担当部局ではないところがかかわっている方々から通告をするといった場合には、切れ目ない支援というところでいくと、まず最初に、子供家庭支援センターが原則として一義的に受理するというふうな形で、東京都と区市町と間でルールをつくっているところでございます。

そのルールについては特段、見直しをしておらず、今も現在、その進行中の中で整理をしておりますので、こういった通知はございますけれども、その区の子供家庭支援センターから一義的な窓口になっているということを改めて触れさせていただきたいなというふうに思います。

もちろん、事例によってケースバイケースというところもございますし、今後は児童

相談所としてきちんと対応していくというところには変わりはありませんけれども、念のため触れさせていただければと思います。

○稲葉会長 それでは、今の女相センター等のご報告についてご意見、ご質問がありましたらお願いいたします。よろしいでしょうか。

(なし)

○稲葉会長 大分時間を超過しておりまして申し訳ございませんが本日の議題は以上になります。このほかに何か情報提供したいこととかがありましたら、承りたいと思いますがよろしいでしょうか。

(なし)

○稲葉会長 それでは、全体に関して特にないようでしたら時間も超過しておりますので、以上をもちまして平成30年度第2回東京都配偶者暴力対策ネットワーク会議を終了いたします。

来年度の第1回につきましては、4月に入りまして以降、改めて委員の推薦等をお願いすることになります。具体的な日程については開催日時が近くになりましたら改めて調整をさせていただきます。本日はお忙しい中、まことにありがとうございました。

(午後3時47分 閉会)